

新	旧	備考
<p>一 <u>窓口金融機関が定めるところにより窓口金融機関を通じて利用する方法</u></p> <p>二 <u>でんさいライトにより利用する方法</u></p> <p>3 <u>利用者は、窓口金融機関が定めるところにより、前項の利用方法を変更することができる。</u></p> <p>4 <u>個人である利用者（保証人等を除く。）は、事業以外の目的で当会社を利用することができない。</u></p> <p>5 <u>利用者は、自らの判断と責任において当会社を利用するものとする。</u></p> <p>6 <u>利用者が第 4 項の規定に反して当会社を利用したことにより他の利用者、当会社または参加金融機関に生じた損害については、当該利用者がその責任を負うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 節 利用契約 (利用契約の締結要件) 第 12 条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">一～二 (略)</p> <p>三 <u>でんさいライトの利用契約でないこと</u></p> <p>四 <u>参加金融機関が認めた者であること</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(利用申込) 第 13 条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 <u>前項の審査の結果、当会社および参加金融機関が申込者との間で利用契約を締結する場合には、参加金融機関は、遅滞なく、利用者登録をし、<u>でんさいライトの利用契約の場合は当会社が、それ以外の場合は参加金融機関が、</u>申込者に対し、利用者番号、利用開始日その他業務規程細則で定める事項を通知</u></p>	<p>3 <u>個人である利用者（保証人等を除く。）は、事業以外の目的で当会社を利用することができない。</u></p> <p>4 <u>利用者は、自らの判断と責任において当会社を利用するものとする。</u></p> <p>5 <u>利用者が第 3 項の規定に反して当会社を利用したことにより他の利用者、当会社または参加金融機関に生じた損害については、当該利用者がその責任を負うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 節 利用契約 (利用契約の締結要件) 第 12 条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">一～二 (略)</p> <p>三 <u>参加金融機関が認めた者であること</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(利用申込) 第 13 条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 <u>前項の審査の結果、当会社および参加金融機関が申込者との間で利用契約を締結する場合には、参加金融機関は、遅滞なく、利用者登録をし、申込者に対し、利用者番号、利用開始日その他業務規程細則で定める事項を通知するものとする。</u></p>	<p>高証明書の定例発行の受付は、当会社が直接受け付けることを反映。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(規程第 11 条第 3 項) 間接アクセス方式-でんさいライト間のチャンネル移行に係る規定を追加。 ・(規程第 12 条第 3 項第 3 号) でんさいライトの利用契約については、保証利用限定特約を付すことができないことを踏まえ追加。 ・(規程第 13 条第 3 項) でんさいライトの利用契約に関しては当会社から利用開始通知を送付することを反映。

新	旧	備考
<p>するものとする。 4～7 (略)</p> <p>第14条～第18条 (略)</p> <p>第3節 利用者登録事項の変更第19条～第20条 (略)</p> <p>第5章 電子記録通則第1節 総則第21条 (略)</p> <p>(電子記録の請求制限等) 第22条 (略) 一～十一 (略)</p> <p><u>十二 利用契約がでんさいライトの利用契約である場合 単独保証記録以外の電子記録</u> 2 (略)</p> <p>第2節 電子記録の請求方式等 (電子記録の請求) 第23条 発生記録、譲渡記録または保証記録の請求は、<u>当会社または窓口金融機関</u>が定めるところにより、第26条または第27条に定めるところに従ってそれぞれの電子記録の請求に必要な事項を当会社に提供してしなければならない。</p> <p>2 前項の電子記録および特定記録機関変更記録以外の電子記録の請求は、<u>当会社または窓口金融機関</u>が定めるところにより、次章に定めるところに従って電子記録の請求に必要な事項を当会社に提供してしなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>4～7 (略)</p> <p>第14条～第18条 (略)</p> <p>第3節 利用者登録事項の変更第19条～第20条 (略)</p> <p>第5章 電子記録通則第1節 総則第21条 (略)</p> <p>(電子記録の請求制限等) 第22条 (略) 一～十一 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2節 電子記録の請求方式等 (電子記録の請求) 第23条 発生記録、譲渡記録または保証記録の請求は、<u>窓口金融機関</u>が定めるところにより、第26条または第27条に定めるところに従ってそれぞれの電子記録の請求に必要な事項を当会社に提供してしなければならない。</p> <p>2 前項の電子記録および特定記録機関変更記録以外の電子記録の請求は、<u>窓口金融機関</u>が定めるところにより、次章に定めるところに従って電子記録の請求に必要な事項を当会社に提供してしなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>・(規程第22条第1項第12号) でんさいライトにより記録請求する場合の制限について追加。</p> <p>・(規程第23条第1項、第2項) でんさいライトを利用する場合について反映。</p>

新	旧	備考
<p>第 24 条 (略)</p> <p>(当会社による電子記録および通知) 第 25 条 (略)</p> <p>2 当会社は、前項の電子記録（口座間送金決済による支払等記録、分割記録、第 34 条第 1 項各号に掲げる事項に係る変更記録および信託の電子記録を除く。）をした場合には、遅滞なく、<u>当会社または窓口金融機関が定めるところにより、当該電子記録の内容（特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない旨を除く。）について当会社から直接または窓口金融機関を通じて業務規程細則で定める利用者に通知する。ただし、当会社は、特定記録機関変更記録および業務規程細則で定める電子記録をした場合には、窓口金融機関を通じて、業務規程細則で定める通知方法で、業務規程細則で定める通知内容を、業務規程細則で定める利用者に通知する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(債務者から双方請求をする場合の取扱い) 第 26 条 1～3 (略)</p> <p>4 第 1 項各号に掲げる電子記録の電子記録権利者は、当該電子記録に係る電子記録義務者に対し、当該電子記録を請求する権限を付与する。この場合において、当会社および当該電子記録権利者の窓口金融機関が認めたときは、同項第 1 号または第 2 号に掲げる電子記録の電子記録権利者 <u>(利用契約がでんさいライトの利用契約ではない場合に限る。)</u> は、窓口金融機関が定めるところにより、当該電子記録の請求に係る権限を付与する電子記録義務者を制限することができる。</p> <p>5～6 (略)</p>	<p>第 24 条 (略)</p> <p>(当会社による電子記録および通知) 第 25 条 (略)</p> <p>2 当会社は、前項の電子記録（口座間送金決済による支払等記録、分割記録、第 34 条第 1 項各号に掲げる事項に係る変更記録および信託の電子記録を除く。）をした場合には、遅滞なく、窓口金融機関が定めるところにより、当該電子記録の内容（特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない旨を除く。）について窓口金融機関を通じて業務規程細則で定める利用者に通知する。ただし、当会社は、特定記録機関変更記録および業務規程細則で定める電子記録をした場合には、窓口金融機関を通じて、業務規程細則で定める通知方法で、業務規程細則で定める通知内容を、業務規程細則で定める利用者に通知する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(債務者から双方請求をする場合の取扱い) 第 26 条 1～3 (略)</p> <p>4 第 1 項各号に掲げる電子記録の電子記録権利者は、当該電子記録に係る電子記録義務者に対し、当該電子記録を請求する権限を付与する。この場合において、当会社および当該電子記録権利者の窓口金融機関が認めたときは、同項第 1 号または第 2 号に掲げる電子記録の電子記録権利者は、窓口金融機関が定めるところにより、当該電子記録の請求に係る権限を付与する電子記録義務者を制限することができる。</p> <p>5～6 (略)</p>	<p>・(規程第 25 条第 2 項) でんさいライト利用の場合は当会社から利用者に対し直接通知することを反映。</p> <p>・(規程第 26 条第 4 項) でんさいライト利用の場合、指定許可先登録機能が利用不可であることを反映。</p>

新	旧	備考
<p>(債権者から双方請求する場合の取扱い) 第 27 条 (略)</p> <p>2 単独保証記録の電子記録権利者 <u>(利用契約がでんさいライトの利用契約でない場合に限る。)</u> は、当会社に対し、当該単独保証記録の請求をすることができる。</p> <p>3 電子記録の請求が本条で規定する方式によるものであった場合には、当会社は、遅滞なく、<u>当会社から直接または窓口金融機関を通じて電子記録義務者に対し、当該請求の内容を通知する。</u>この場合において、当会社および当該電子記録義務者の窓口金融機関が認めたときは、電子記録義務者 <u>(利用契約がでんさいライトの利用契約でない場合に限る。)</u> は、窓口金融機関が定めるところにより、自らを電子記録義務者とする前二項の電子記録の請求をすることができる電子記録権利者を制限することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 電子記録義務者が、当会社に対し、前項に規定する期間内に同項の請求をしなかった場合および当該期間内に請求しない旨を通知した場合には、第 1 項および第 2 項の電子記録の請求は、その効力を失う。この場合において、当会社は、遅滞なく、<u>当会社から直接または窓口金融機関を通じて当該電子記録義務者および電子記録権利者に対し、その旨通知する。</u></p> <p>第 3 節 電子記録の請求に係る特則 (電子記録の請求の特則) 第 28 条 (略)</p> <p>2 <u>でんさいライトの利用者は、災害またはシステム障害等のやむを得ない事情により、電子記録の請求ができない状態が継続した場合には、窓口金融機関が別途指定する方法により、窓口金融機関を通じて</u></p>	<p>(債権者から双方請求する場合の取扱い) 第 27 条 (略)</p> <p>2 単独保証記録の電子記録権利者は、当会社に対し、当該単独保証記録の請求をすることができる。</p> <p>3 電子記録の請求が本条で規定する方式によるものであった場合には、当会社は、遅滞なく、窓口金融機関を通じて電子記録義務者に対し、当該請求の内容を通知する。この場合において、当会社および当該電子記録義務者の窓口金融機関が認めたときは、電子記録義務者は、窓口金融機関が定めるところにより、自らを電子記録義務者とする前二項の電子記録の請求をすることができる電子記録権利者を制限することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 電子記録義務者が、当会社に対し、前項に規定する期間内に同項の請求をしなかった場合および当該期間内に請求しない旨を通知した場合には、第 1 項および第 2 項の電子記録の請求は、その効力を失う。この場合において、当会社は、遅滞なく、窓口金融機関を通じて当該電子記録義務者および電子記録権利者に対し、その旨通知する。</p> <p>第 3 節 電子記録の請求に係る特則 (電子記録の請求の特則) 第 28 条 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(規程第 27 条第 2 項) でんさいライト利用の場合、単独保証記録が実施不可であることを反映。 ・(規程第 27 条第 3 項前段) でんさいライト利用の場合、当会社から利用者に対し直接通知することを反映。 ・(規程第 27 条第 3 項後段) でんさいライト利用の場合、指定許可先登録機能が利用不可であることを反映。 ・(規程第 27 条第 5 項後段) でんさいライト利用の場合、当会社から利用者に対し直接通知することを反映。 ・(規程第 28 条第 2 項) でんさいライトの障害時対応について追加。

新	旧	備考
<p><u>第22条第1項第12号に定める電子記録の請求をすることができる。</u></p> <p><u>3</u>当社は、利用者が前二項の請求をした場合には、当該請求を受け付ける体制を整備するために必要な期間、当該請求の受付を留保することができる。</p> <p><u>4</u>当社は、前項の規定による留保により利用者および参加金融機関に生じた損害について、責任を負わない。</p> <p>第29条 (略)</p> <p>第6章 電子記録の請求および記録に関する事項</p> <p>第30条～第37条の2 (略)</p> <p>第7章 電子記録雑則 第38条～第39条 (略)</p> <p>第8章 でんさいの決済 第40条～第45条 (略)</p> <p>第9章 でんさいの支払不能処分制度第1節 総則第46条～第49条 (略)</p> <p>第2節 異議申立第50条～第53条 (略)</p>	<p><u>2</u>当社は、利用者が前項の請求をした場合には、当該請求を受け付ける体制を整備するために必要な期間、当該請求の受付を留保することができる。</p> <p><u>3</u>当社は、前項の規定による留保により利用者および参加金融機関に生じた損害について、責任を負わない。</p> <p>第29条 (略)</p> <p>第6章 電子記録の請求および記録に関する事項</p> <p>第30条～第37条の2 (略)</p> <p>第7章 電子記録雑則 第38条～第39条 (略)</p> <p>第8章 でんさいの決済 第40条～第45条 (略)</p> <p>第9章 でんさいの支払不能処分制度第1節 総則第46条～第49条 (略)</p> <p>第2節 異議申立第50条～第53条 (略)</p>	

新	旧	備考
<p>第3節 支払不能情報の照会第54条 (略)</p> <p>第4節 支払不能処分制度に係る特則第55条～ 第56条 (略)</p> <p>第10章 電子記録の記録事項等の開示</p> <p>(債権記録に記録されている事項の開示)</p> <p>第57条 次の各号に掲げる者およびその相続人等なら びにこれらの者の財産の管理および処分をする権利 を有する者は、法第87条および業務規程細則で定め るところにより、<u>当会社に対し、直接または窓口金 融機関を通じて、当該各号に定める事項の開示を請 求することができる。</u></p> <p>一～三 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第58条～第60条 (略)</p> <p>第11章 手数料</p> <p>(手数料)</p> <p>第61条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、利用者は、次の各号に掲 げる場合には、当会社に対し、当会社が定める手数 料を支払わなければならない。</u></p> <p><u>一 第28条第1項、第54条第3項、第57条第3項 および第59条第3項の請求または照会をする場合二 でんさいライトにより請求をする場合</u></p>	<p>第3節 支払不能情報の照会第54条 (略)</p> <p>第4節 支払不能処分制度に係る特則第55条～ 第56条 (略)</p> <p>第10章 電子記録の記録事項等の開示</p> <p>(債権記録に記録されている事項の開示)</p> <p>第57条 次の各号に掲げる者およびその相続人等なら びにこれらの者の財産の管理および処分をする権利 を有する者は、法第87条および業務規程細則で定め るところにより、窓口金融機関を通じて、当該各号 に定める事項の開示を請求することができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第58条～第60条 (略)</p> <p>第11章 手数料</p> <p>(手数料) 第61条 (略)</p> <p>2 利用者は、<u>第28条第1項、第54条第3項、第57 条第3項および第59条第3項の請求または照会をす る場合には、当会社に対し、当会社が定める手数料 を支払わなければならない。</u></p>	<p>・(規程第57条第1項) でん さいライト利用の場合、でんさ いライトにより最新債権情報開 示の請求受付・開示および定例 発行分の残高証明書の受付を行 うことを反映。</p> <p>・(規程第61条第2項) でんさ いライトを通じて当会社を利用 する場合の手数料支払規定 を追加</p>

新	旧	備考
<p>第 12 章 記録原簿の安全性の確保 第 62 条～第 63 条 (略)</p> <p>第 13 章 免責</p> <p>(免責) 第 64 条 (略)</p> <p>2 窓口金融機関または当社が、利用者の ID、パスワード等の本人確認のための情報が窓口金融機関または当社に登録されたものと一致することを窓口金融機関または当社所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱った場合には、それらが盗用、不正使用、その他の事故により使用者が利用者本人でなかったときでも、そのために利用者が生じた損害については、当社および窓口金融機関は責任を負わない。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>8 当社は、第 10 条、第 11 条第 6 項、第 22 条第 2 項、第 25 条第 3 項、第 28 条第 4 項、第 45 条、第 56 条および前各項ならびに法第 11 条および法第 14 条に規定する損害以外の当社の業務に関して参加金融機関または利用者に生じた損害について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。</p> <p>第 14 章 雑則</p> <p>(規定の効力) 第 65 条 利用契約が解約または解除された後において</p>	<p>第 12 章 記録原簿の安全性の確保 第 62 条～第 63 条 (略)</p> <p>第 13 章 免責</p> <p>(免責) 第 64 条 (略)</p> <p>2 窓口金融機関が、利用者の ID、パスワード等の本人確認のための情報が窓口金融機関に登録されたものと一致することを窓口金融機関所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱った場合には、それらが盗用、不正使用、その他の事故により使用者が利用者本人でなかったときでも、そのために利用者が生じた損害については、当社および窓口金融機関は責任を負わない。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>8 当社は、第 10 条、第 11 条第 5 項、第 22 条第 2 項、第 25 条第 3 項、第 28 条第 3 項、第 45 条、第 56 条および前各項ならびに法第 11 条および法第 14 条に規定する損害以外の当社の業務に関して参加金融機関または利用者に生じた損害について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。</p> <p>第 14 章 雑則</p> <p>(規定の効力) 第 65 条 利用契約が解約または解除された後において</p>	<p>・(規程第 64 条第 2 項) 利用者とのチャネル追加 (でんさいライト) を反映</p> <p>・(規程第 64 条第 8 項) 項番号ずれに伴う改正</p>

新	旧	備考
<p>も、第10条、第11条第6項、第22条第2項、第25条第3項、第28条第4項、第45条、第56条、前条および本条の規定は、当該利用契約に係る利用者になお有効に適用される。</p> <p>第66条～第68条（略）</p> <p>附則</p> <p>（施行期日） 第1条 この規程は、西暦2013年2月4日から施行する。</p> <p>附則（西暦2014年1月1日改正） （施行期日） 第1条 この規程は、西暦2014年1月1日から施行する。</p> <p>附則（西暦2017年4月1日改正） （施行期日） 第1条 この規程は、西暦2017年4月1日から施行する。</p> <p>附則（西暦2019年7月8日改正） （施行期日） 第1条 この規程は、西暦2019年7月8日から施行する。</p> <p>附則（西暦2023年1月10日改正） （施行期日） 第1条 この規程は、西暦2023年1月10日から施行する。</p>	<p>も、第10条、第11条第5項、第22条第2項、第25条第3項、第28条第3項、第45条、第56条、前条および本条の規定は、当該利用契約に係る利用者になお有効に適用される。</p> <p>第66条～第68条（略）</p> <p>附則</p> <p>（施行期日） 第1条 この規程は、西暦2013年2月4日から施行する。</p> <p>附則（西暦2014年1月1日改正） （施行期日） 第1条 この規程は、西暦2014年1月1日から施行する。</p> <p>附則（西暦2017年4月1日改正） （施行期日） 第1条 この規程は、西暦2017年4月1日から施行する。</p> <p>附則（西暦2019年7月8日改正） （施行期日） 第1条 この規程は、西暦2019年7月8日から施行する。</p> <p>附則（西暦2023年1月10日改正） （施行期日） 第1条 この規程は、西暦2023年1月10日から施行する。</p>	<p>・（規程第65条）項番号ずれに伴う改正</p>

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><u>附則（西暦 2024 年 11 月 18 日改正）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第 1 条 この規程は、西暦 2024 年 11 月 18 日から施行する。</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> ・（附則）改正の施行期日の追加

以 上